

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の位置付け
3. 計画策定の期間
4. 計画の策定体制
5. 日常生活圏域について

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成12（2000）年の介護保険制度の創設から18年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、全国で500万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

一方、平成37（2025）年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となり、平成52（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、わが国の高齢化は今後更に進展し、医療や介護の需要も増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」ができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。国はこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37（2025）年までに構築することを自治体等に求めています。

一宮町では平成28年（10月1日現在）に、高齢化率が31.7%と3割を超えています。同時期のわが国の高齢化率27.3%、千葉県の高齢化率25.9%と比べて高い水準であり、その後も高齢化率は増加傾向にあります。一宮町では、平成28年3月から、多様な主体による介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」をスタートしました。

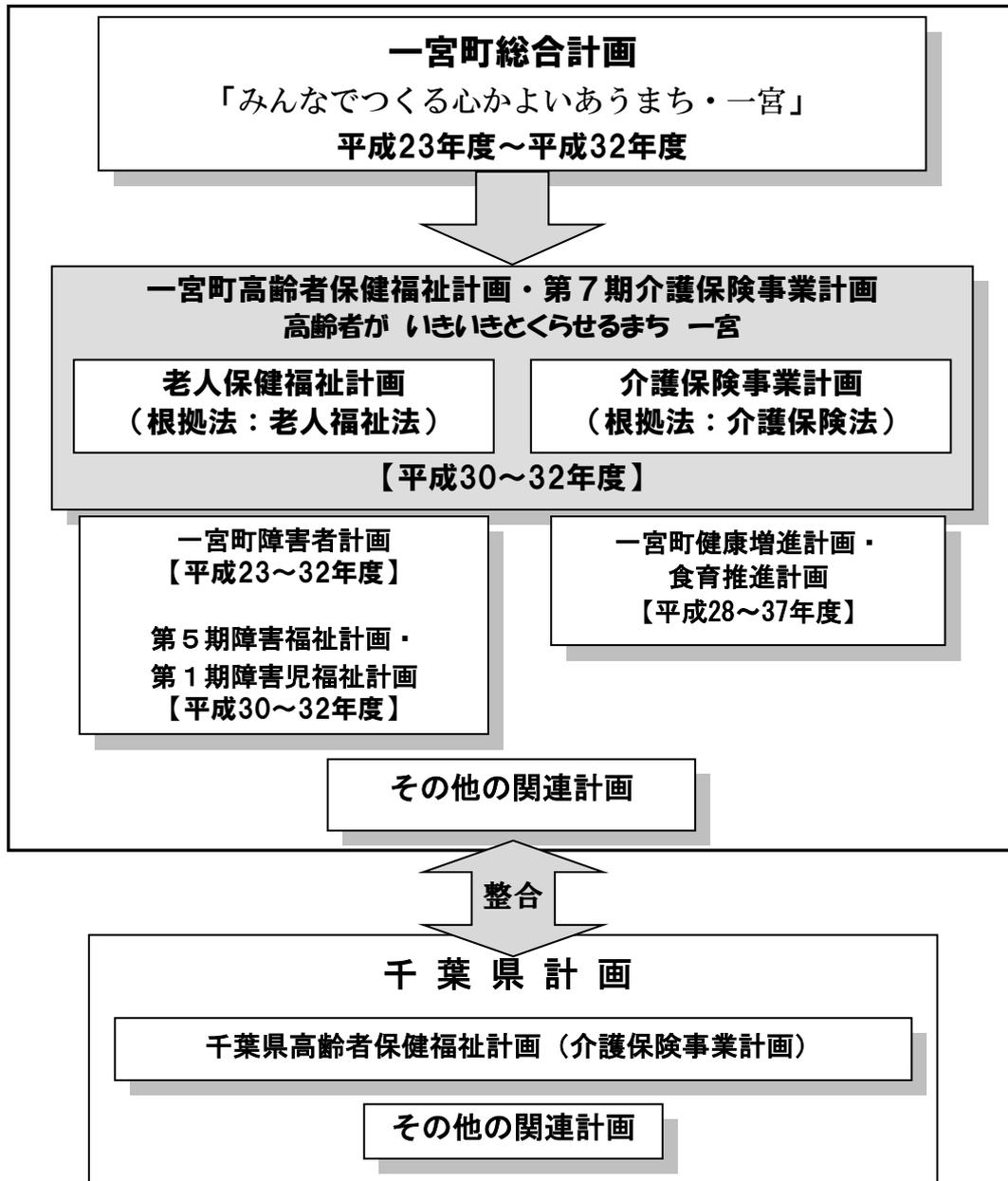
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」と位置付けられ、「健やかに暮らせる安全で安心なまち」を掲げて進めてきました。

一宮町では、平成37（2025）年度を見据えた中長期的な視野で、第6期計画から取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、一宮町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、『一宮町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画』を策定します。

第1章 計画策定にあたって

2. 計画策定の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。また、一宮町の総合計画及び関連する計画と整合性を図りながら策定します。



3. 計画策定の期間

介護保険法に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とします。

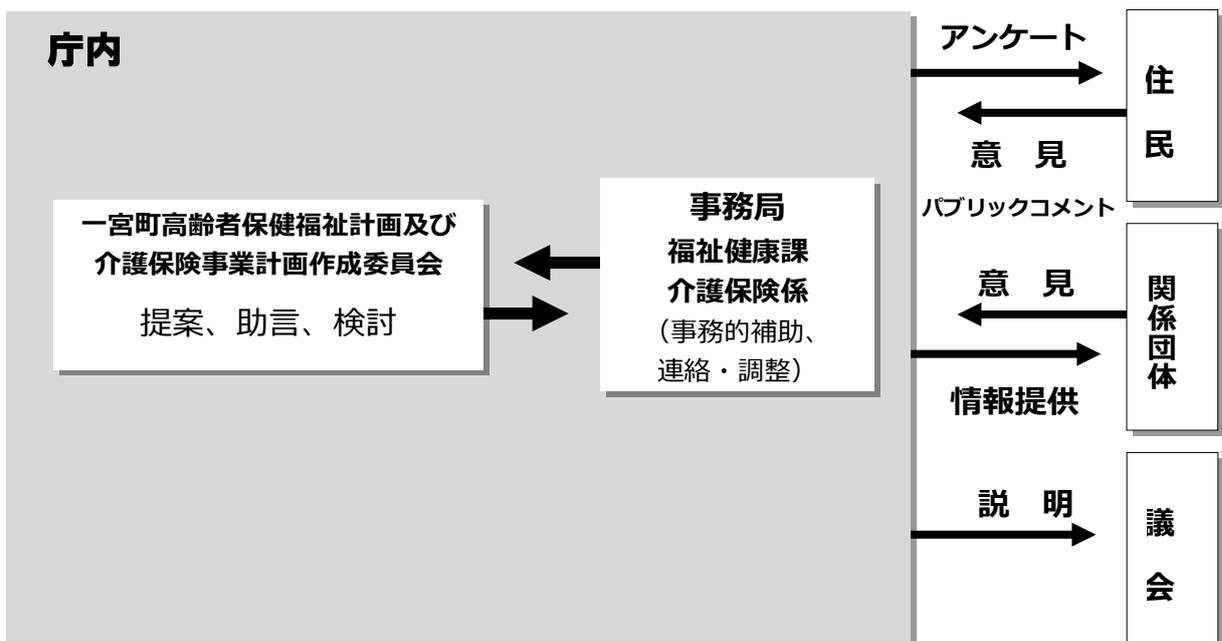
策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加する平成37(2025)年度までに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標とし、第7期計画における目指すべき姿を明らかにしながら、取組を進めていくことになります。

計画期間(年度)											
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
2025年を見据えた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定										後 団 塊 の 高 齢 世 代 に が	
老人保健福祉計画・第6期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画								
						高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画					

4. 計画の策定体制

この計画の策定及び進行管理にあたっては、学識経験者・保健・福祉・医療関係団体代表者、公募による町民の代表からなる「一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」を設置し、幅広い意見を聴きながら策定を行います。

《策定体制図》



第1章 計画策定にあたって

《策定経過》

日 程	検 討 内 容
平成 29 年 1 月～2 月	<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 平成 28 年 12 月 20 日現在町内在住の 65 歳以上で、要介護認定を受けていない人の中から無作為抽出した 1,000 人を対象に調査・在宅介護実態調査 平成 28 年 12 月 20 日現在町内在住の 65 歳以上で、要介護認定を受けて在宅介護サービスを利用している 306 人を対象に調査
平成 29 年 7 月 13 日 (木) 第 1 回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・第 7 期介護保険事業計画について
平成 30 年 2 月 1 日 (木) 第 2 回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画素案について
平成 30 年 2 月 5 日 (月) 平成 30 年 2 月 16 日 (金)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 22 日 (木) 第 3 回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画案の決定について
平成 30 年 3 月 議会定例会 3 月議会	<ul style="list-style-type: none">・介護保険料条例一部改正案の議決

5. 日常生活圏域について

高齢者の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他公共施設、交通機関、さらには、地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

こうした地域の様々なサービスや主体が連携し、地域の高齢者の暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

行政区、住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、一宮町全体を 1 つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実を図ります。